

◎第45号議案・白石市と宮城県信用保証協会との損失保証契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

〔質疑〕この条例は字句の整理が目的であると思うが、内容の変更はないのか。

〔答弁〕株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律が本年3月6日に公布され、会社名・法律名の改正があったことから字句の整理が必要になった。制度の中身については変わっていない。

◎第46号議案・白石市都市公園条例の一部を改正する条例

〔質疑〕この条例は字句の整理が目的であると思うが、内容の変更はないのか。
〔答弁〕白石市文化体育振興財団が財団法人から公益財団法人へ名称変更となったことにより、引用条文の改正を行うが、組織的には変更はなく、都市公園条例の中の位置づけにおいても変更はない。

◎第47号議案・白石市道路占用条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部改正により、占用物件として太陽光発電設備及び風力発電設備の項目が追加されることに伴い、引用条文の改正が必要となることから、条例の一部を改正いたそうとするものです。

〔質疑〕今回新たに設けられた工作物の占用料である占用面積1平方メートルにつき1年間に千円という額の根拠は何なのか。

〔答弁〕市の道路占用料は国の道路法施行令に基づいて決められている。国では政令市に該当する甲地、一般都市に該当する乙地、町村部に該当する丙地と3段階にわかれている。白石は一般都市であるため乙地となり、国が定めている千円を該当させている。

〔質疑〕太陽光発電の道路占用とはどういうケースで可能なのか。

〔答弁〕道路に面する部分を使用する場合、車道にかかる部分は占用することはできないが、歩行者の支障とならない歩道や法面は占有することが可能である。

教育民生常任委員会

- 委員長 山谷 清
- 副委員長 山田 裕一
- 委員 制野 敬一・水落 孝子
- 小川 正人・佐藤 英雄

◎第48号議案・白石市子ども・子育て会議設置条例

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法を受け、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことから、子ども・子育て支援法第77条に規定する計画にかかわる協議を行う合議制の機関として、白石市子ども・子育て会議を設置するための条例を制定するものです。

〔質疑〕委員の委嘱に関して男女の比率、第3条各号の予定人員はどのように考えているのか。

〔答弁〕道路に面する部分を使用する場合、車道にかかる部分は占有することはできないが、歩行者の支障とならない歩道や法面は占有することが可能である。

〔質疑〕男女の比率は特に考えていない。各号の予定人員は、1号(保護者)については幼稚園、保育園、小学校保護者の代表数、2号、3号(事業主・労働者の代表)については各1名、4号(子ども・子育て支援に関する事業者)については、私立を含めた幼稚園、保育園の従事者数名、5号(学識経験者)については、議員や教育委員数名を想定している。公募については今のところ考えていない。

〔質疑〕この会議は学校現場とはリンクしないのか。

〔答弁〕必要に応じ、意見を吸い上げていきたい。

〔質疑〕国のこの会議と市の会議との関連性はあるのか。

また、この会議の議事録の公開等は考えているのか。

〔答弁〕国の基準に沿いつつ、白石市らしさを加えながら行っていく。議事録の公開については、国の動きを見ながら考えていきたい。

〔質疑〕利用定員の設定など、どのように制度が変わるのか、子ども・子育て支援事業計画の策定については、業務委託で行うのか。

〔答弁〕利用定員については、従来、保育園は市長、幼稚園は教育委員会に決める権限があったが、認可外保育園等も基準を満たしていれば事業者となり、定員数の設定もこの会議の中で考えていくことになる。

この制度に移行後は、子育て支援施設は一つの土俵の上で認定証をもらった保護者が全てを見てから選ぶことになる。本年度行うニーズ調査は委託で行い、計画策定についてはまだ未定である。

〔質疑〕この会議の開催スケジュールはどうなっているのか。

〔答弁〕平成27年4月から新制度に移行することから、平成26年度中に子育て支援事業計画を策定する必要があり、平成25年度に2回、26年度に3回会議を開催予定である。